

あなたの相続人は、誰ですか？

遺言の日記念行事のお知らせ

遺言の日とは...

「良い遺言」の語呂合わせで4月15日を「遺言の日」とし、遺言や相続について考えていただくために、全国の弁護士会で法律相談や講演会を行っています。

遺言の書き方や相続問題などなどについて、聞きたい！知りたい！という方はぜひご相談ください。

当会では、下記の通り記念行事を開催いたします。

開催行事



香川県弁護士会

「遺言・相続に関する 無料法律相談」

日時：令和4年4月14日（木）10：00～16：00

予約電話番号：087-822-3693

（完全予約制：4月8日まで予約受付）

※電話による相談（30分程度）。面談相談は実施しません。

相談枠に限りがございますのでご了承ください。

4月15日を中心に、全国の弁護士会で法律相談や記念講演が行われる予定です。
他県での実施状況については日本弁護士連合会のホームページをご覧ください。

主催：香川県弁護士会 お問い合わせTEL：087-822-3693